

(8) 適用関係 2

**問8** 平成 19 年 4 月 1 日以後に相続により取得した減価償却資産に係る適用関係はどのようにになりますか。

(答) 所得税法施行令第 120 条第 1 項に規定する「取得」には、購入や自己の建設によるもののほか、相続、遺贈又は贈与(以下「相続等」といいます。)によるものも含まれるものとして取り扱われています(所得税基本通達 49—1)。

したがって、平成 19 年 4 月 1 日以後に相続等により取得する減価償却資産については、平成 19 年度税制改正において措置された、新たな償却の方法が適用されます(所令 120 の 2)。

(注) 所得税法第 67 条の 3 第 1 項の規定により、居住者が受益者等の存在しない信託の受益者等となった場合の、その受益者等がその受託法人の信託財産に属する資産等の引継ぎを受けたものとされるときのその資産等の引継ぎについては、ここでいう取得には当たらないことに留意してください。